

# 商業宣伝のしおり

～拡声機を使用される皆様へ～

神戸市環境局

令和2年4月

近年、繁華街での商業宣伝放送や、住宅地での移動販売車等による拡声機騒音を原因とする苦情が数多く発生し、深刻な問題になっています。

事業者は地域構成員の一員であり、**住民との関係を保ちながら事業活動を行えるよう、地域の良好な生活環境の確保に十分配慮する必要があります。**

このしおりを参考にいただき、騒音問題発生 of 未然防止のために、事業者の皆様のご理解とご協力をお願い致します。

(お問合わせ先)

〒651-0086 神戸市中央区磯上通 7-1-5 三宮プラザ EAST 2 階

神戸市 環境局 環境保全部 環境保全指導課

TEL:078-595-6222

FAX:078-595-6256

## ◆商業宣伝に係る拡声機の使用の規制について

兵庫県「環境の保全と創造に関する条例」(以下、「条例」という。)では、商業宣伝に伴う拡声機からの騒音を防止するため、拡声機の使用について区域や時間、使用方法等に関する制限が規定されています。

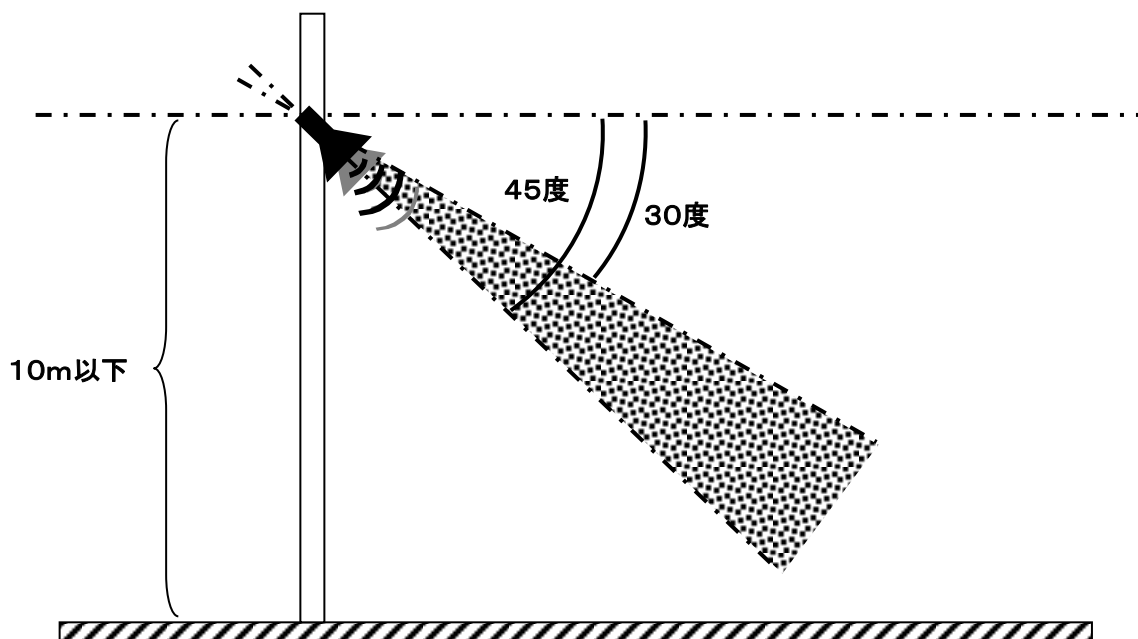
### (1)拡声機の使用が禁止されている区域があります (条例第 61 条第 1 項)

以下の区域では、商業宣伝に係る拡声機の使用が禁止されています。但し、祭礼その他地域の慣習となっている行事に伴って使用する場合は、この限りではありません。

<b>禁 止 区 域</b>	
(平成 13 年 2 月 27 日兵庫県告示第 275 号)	
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 第 1 種及び第 2 種低層住居専用地域、田園住居地域</li><li>・ その他の用途地域において、以下の施設の敷地の<u>周囲 30 m</u>の区域<ul style="list-style-type: none"><li>・ 学校</li><li>・ 保育所</li><li>・ 病院、診療所 (患者を入院させる為の施設を有するものに限る)</li><li>・ 図書館</li><li>・ 特別養護老人ホーム</li><li>・ 幼保連携型認定こども園</li></ul></li></ul>	

### (2)使用方法や音量を守って下さい (条例第 61 条第 3 項)

- 禁止区域外において拡声機を使用する場合、以下の使用方法を守る必要があります。
  - ・ 拡声機は、移動・固定の区別に拘わらず、幅員 5 m 以下の道路においては使用してはいけません。
  - ・ 移動して拡声機を使用する場合は、1 地点に連続して 15 分以上停止してはいけません。
  - ・ 屋外で固定して拡声機を使用する場合は、1 時間につき連続 15 分以上休止しなければなりません。
  - ・ 屋外で固定して拡声機を使用する場合は、地上 10 m 以下に設置し、水平方向から下方 30 度から 45 度までの範囲で使用しなければなりません。(※ 下図参照)



●次表のとおり、禁止区域外において拡声機を使用する場合、音量が制限されています。

① **固定して拡声機を使用する場合**

※ 地上 1.5 m の騒音最大地点における騒音レベル

区域	用途地域	時間区分		
		昼間 ( 8:00 ) ~ ( 18:00 )	朝 夕 ( 6:00 ) ( 18:00 ) ~ ~ ( 8:00 ) ( 22:00 )	夜間 ( 22:00 ) ~ ( 6:00 )
第 2 種	第 1 種及び第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種及び第 2 種住居地域 準住居地域、市街化調整区域	65	55	50
第 3 種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	70	65	55
第 4 種	工業地域 工業専用地域 (内陸部のみ)	75	75	65

② **移動して拡声機を使用する場合**

※ 音源から 10 m の距離における騒音レベル

区域	用途地域	時間区分		
		昼間 ( 8:00 ) ~ ( 18:00 )	朝 夕 ( 6:00 ) ( 18:00 ) ~ ~ ( 8:00 ) ( 22:00 )	夜間 ( 22:00 ) ~ ( 6:00 )
第 2 種	第 1 種及び第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種及び第 2 種住居地域 準住居地域、市街化調整区域	60	50	45
第 3 種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60	50
第 4 種	工業地域 工業専用地域 (内陸部のみ)	70	70	60

### (3)航空機を用いた商業宣伝について (条例第 61 条第 2 項)

航空機を利用して商業宣伝を行う場合、午後 5 時から翌日の午前 10 時までの間においては、拡声機を使用してはいけません。

### (4)以上のことに違反した場合には、罰則が適用されることがあります

●上記 (1)、(2) 又は (3) の規定に違反した場合には、当該行為の停止その他必要な措置を命ぜられることがあります。(条例第 61 条第 4 項)

尚、命令に違反した場合には、20万円以下の罰金が科せられることがあります。

(条例第 163 条)

●上記 (1) 又は (3) の規定に違反した場合には、10万円以下の罰金が科せられることがあります。

(条例第 164 条)

### 《 参 考 》

※ 用途地域については、神戸市のホームページから検索することができます。

( <https://www.city.kobe.lg.jp/a35466/business/kaihatsu/plan/search.html> )

なお、詳細については神戸市都市局都市計画課にお問合せ下さい。

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通 2-1-30 三宮国際ビル 6 階

都市局都市計画課 電話 078-595-6703

FAX 078-595-6802

※ 身近な騒音の大きさを示すと、次の表のようになります。

場 所 等	安眠できる レベル	図書館、静かな 事務所の中	対面での 会話	徐行している 車のそば	騒々しい 街中	地下鉄の 車内
騒音レベル (dB)	~35	40~50	50~60	60~70	70~80	80~90